



掛金請求明細書は到着後、すぐにご確認ください。

令和5年3月13日

3月の事務連絡



共助会のホームページ

千葉県共助会

検索

< お知らせ > 別紙参照

令和4年度分の届出書類の締切日は、

4月10日15時です。

全ての届出は、年度を遡って手続きすることができません。

『月額算定基礎届について(年1回の掛金更新)』

3月24日(金)に全ての施設へ【USB】を発送します。

提出期限：4月25日(火)

『事務手続き』

◆令和5年3月分の掛金等請求に関する訂正期限：**令和5年3月22日(水)15時**

※訂正期限を過ぎると、当月分の訂正はできません。

◆令和5年3月分の掛金引落日：**令和5年3月31日(金)**

◆令和5年3月分の掛金振込期日：**令和5年3月31日(金)**

◆令和5年2月分の貸付金返済の引落日：**令和5年4月5日(水)**

◆令和5年4月分の届出締切日：**令和5年4月10日(月)15時、原本必着!**



『貸付制度利用者の在籍施設様へ』

1. 貸付利用者に異動等の変更がある場合、必ず事前に共助会事務局へご連絡下さい。
2. 「貸付金請求一覧表」を同封します。施設口座引落分は、施設口座から引落します。何も書いていないものについては、個人口座引落となります。(複数月請求の場合は延滞中です)
3. 「貸付完済のお知らせ」は施設住所宛てに郵送いたしますので、加入者様にお渡し下さい。

裏面にも大切なお知らせがありますので、ご確認ください。 ➡ ➡ ➡

< お願い > 別紙参照

4月1日から、生活資金貸付事業が変わります。

**共助会のホームページから規程及び様式を印刷して、
差替えをお願いします。**

(共助会から規程、様式の送付はありません)

<差替え箇所>

福利厚生事業規程 P49～P54 (様式第10号) 加入者異動届
(様式第27号) 生活資金貸付金借用申込書 (様式第29号) 生活資金借用証書

<削除>

(様式第28号) 貸付金決定の通知 (様式第30号) 契約プール施設割引利用券申請書
(様式第33号) 契約施設割引利用券申請書

ソウェルクラブ千葉・共助会合同 会員交流事業カレンダー

実施日	実施内容	人数	場 所		申込期間
			ソウェル価格	共助会価格	
5/17(水)	大相撲 五月場所 イスA席	20名	両国国技館		3/8(水)～3/22(水)
			大人 3,200円	大人 6,400円	
5/26(金)	大相撲 五月場所 マスB席	8マス 最大32名	両国国技館		
			大人 16,000円	大人 32,000円	
7/30(日)	劇団四季 「ライオンキング」	50名	有明四季劇場		決定次第、お知らせ いたします。 楽しみにお待ち下さい。
			現在、検討中です。		
8/5(土)	舞台 「ハリー・ポッターと呪いの子」	50名	TBS赤坂ACTシアター		
			現在、検討中です。		

4月1日から、共助会の住所が変わります。

新住所 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 (千葉県社会福祉センター内)

電話番号・FAX番号は、変わりません。

なお、3月29日は電話回線工事のため、電話の繋がらない時間がありますので、ご了承下さい。

重要

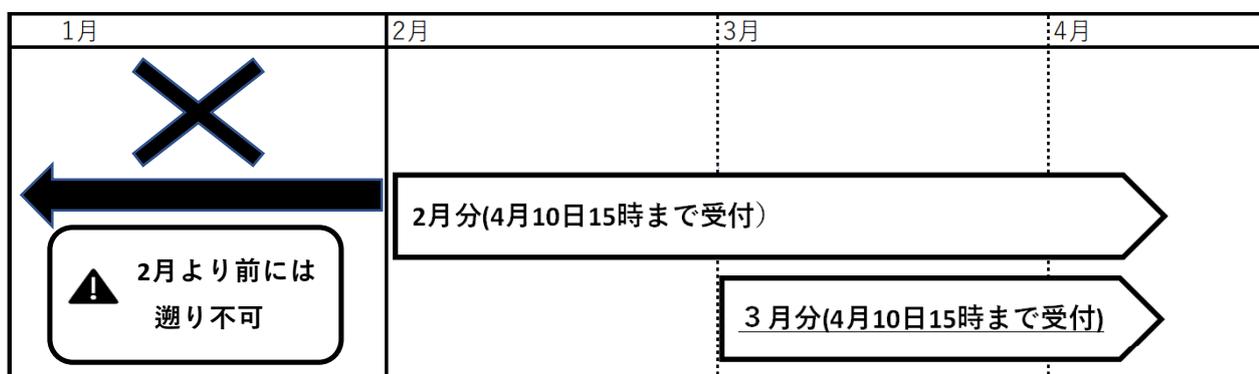
令和4年度分の届出書類の出し忘れはありませんか？

提出締切：4月10日15時、原本必着です！

《年度末のご注意点》

★年度を越えての届出書類の手続きはできません。

届出書類の遡り期間は本来2カ月ですが、年度末に限っては遡りはできません。



郵便配達事情も考慮し、必ず10日15時までに到着する発送方法でご送付ください。

★事前に届出内容が確定している場合は、早めに届出のご提出をお願いします。

期日に間に合わなかった場合は、届出書類通りの処理ができなくなりますのでご注意ください。

例) 4月10日15時までに、3月末退職者の届出書類が到着しなかった場合
⇒4月分の掛金を請求させて頂き、4月末退職処理になります。

例) 4月10日15時までに、3月末転出、4月転入者の異動の届出書類が到着しなかった場合
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをして頂きます。旧施設に4月分の掛金を請求させて頂き、4月末退職処理になります。

⚠ 届出様式は共助会HPから常に最新の様式をご利用ください。

届出様式は今後も変更がございますので、ご利用の都度HPからご確認ください。
旧様式でご提出の場合、再提出となります。

⚠ 脱退届及び慶弔金受給申請書には、施設と加入者本人の印鑑が必要です。

加入者本人の印鑑が漏れていることがあります。印鑑が漏れていると再提出となり、期日に間に合わなくなる場合があります。

ご注意ください！

★新規加入時には必ず「重要事項説明書」を用いてご説明をお願いします。

昨今、退職共済加入時の認識不足から、退職金支給額についてのトラブルが散見されます。

(例)

- ・ 1年未満で退職の場合、退職金が支給されないことを知らなかった。
- ・ 施設掛金分も退職時に全額支給されると思っていた。(6年未満で退職の場合)
- ・ 自分が採用された月と共助会加入月が違っている。

上記のトラブル等が発生していることから、「重要事項説明書」を今回同封いたしました。新規加入手続きの際には必ず、共助会の退職共済について充分なご説明をされた上で加入手続きをお願いいたします。

(4月は加入手続きが大変多くなるため、改めてご案内しております。)

「重要事項説明書」は共助会ホームページからもご確認いただけます。

千葉県共助会

検索

トップページより下にスクロール
赤いアイコン「重要事項説明書」をクリック

ご不明な点は、共助会までお問合せください。

043-245-1729

◆ 重要事項説明書 ◆

〔 本説明書は特にご理解いただきたい事項について記載しています。
新規に加入される職員の方へ必ずご説明の上お渡しくださるようお願いいたします。 〕

◆千葉県社会福祉事業共助会とは◆

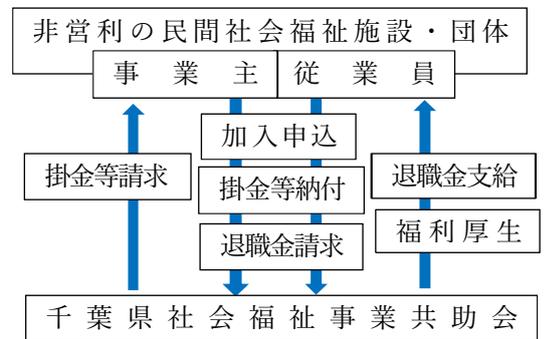
- * 千葉県内の社会福祉法人等が経営する非営利の民間社会福祉施設・団体に従事する職員の福利厚生促進と充実を目的に、退職金の給付事業・貸付事業・福利厚生事業を行っています。
- * 共済契約者と加入者が毎月拠出した掛金を、共助会が退職共済規程に定めている共済事業に必要な資金として、共済契約者が共助会へ預託するものです。預託された総資産のうちから給付を行います。

◆留意点◆

- * 掛金および給付金（退職一時金等）について、必ず加入者へ説明し、意向等を確認してください。
1年未満で退職の場合は未支給になることや施設掛金分は必ず全額が加入者へ還元されるものではないこと等は特に重要です。
- * 共助会のホームページに、各種規程や資料を掲載していますので、ご一読ください。ご不明な点等は、共助会（☎043-245-1729）または勤務先施設・団体の事務担当者の方にお問合せ下さい。

◆掛金◆

- * 加入月から退職月まで、月単位の掛金を拠出し、退職金等の原資として共助会が管理・運用します。
- * 掛金（標準給与月額×50/1000）は共済契約者と加入者との間で折半して毎月納付します。
共済契約者は加入者から加入者掛金（標準給与月額×25/1000）と加入者負担金（標準給与月額×2/1000）を毎月給与から天引きし、共済契約者分（標準給与月額×25/1000）と合わせて共済契約者が共助会に納付します。



◆標準給与月額とは◆

- * 標準給与月額は 30,000 円（下限額）から 360,000 円（上限額）まで金額を 5,000 円刻みに 67 の等級に区分けしています。本俸の額をこの 67 の等級に当てはめ、当該等級の掛金の額を決定します。
※裏面「掛金等級及び月額掛金」参照
- * 毎年 4 月に標準給与月額を見直し、6 月から掛金月額を改訂します。
また、年度の途中で勤務体系の変更により本俸の変更があった場合には掛金月額の変更が可能です。

◆退職一時金の計算◆

$$\boxed{\text{退職一時金}} = \boxed{\text{退職時の一時金積立残高}} \times \boxed{\text{割増率}} \quad \text{※裏面「退職金試算」参照}$$

退職時の本人掛金一時金積立残高の計算は複雑ですので、シミュレーションをご希望の場合は、共助会事務局までお問い合わせください。

◆退職一時金の給付◆

- * 加入期間（掛金納入期間）が 12 ヶ月以上の加入者が退職（死亡退職含む）したときに給付されます。
死亡退職の場合は、遺族（本制度で定める受取人）に遺族一時金を給付します。
- * 加入期間（掛金納入期間）が 12 か月に満たない場合は退職金の給付を含め掛金も返戻されません。
- * 退会の場合（就業は続けるが共助会だけ辞める・施設法人が運営上の都合で共助会を辞める等）は、退職一時金の額に退職時の充足率を乗ずる計算のため、普通退職よりは少ない額での退会給付金の給付になります。
- * 加入期間が短い場合（6年未満）は、給付額が掛金相当額（加入者掛金分+共済契約者分）を下回ります。
- * 共助会に加入している他の法人施設等に転職する場合、掛金の納入期間に空白が生じなければ加入を継続できる場合があります。
- * 出産・育児、介護、病気等でお仕事を休職の場合は休職届の提出で掛金の納入は停止できますが、停止期間は加入期間から除外されます。お仕事を休職中でも共助会へ休職届のご提出がない場合は、掛金は納入していただきます。

◆貸付金事業◆

- * 加入期間（掛金納入期間）が12ヶ月以上の加入者は、貸付時点の退職一時金の70%かつ200万円上限（5万円単位）の貸付を受けることができます。
- * 返済金は、毎月給与から天引きされ、施設・団体の口座から引落をします。なお、貸付利用中に退職（退会）される場合は、貸付残額を退職（退会）一時金で相殺することになります。

◆福利厚生事業◆

- * 加入者の結婚・出産・死亡の場合に慶弔金を支給します。
- * 勤続25年（掛金納付期間）に達した加入者に長期在籍者として顕彰状と記念品を贈呈します。
- * 個々のスキルアップの向上のために研修会を計画しています。
- * 観劇・スポーツ観戦等、共助会で計画をする会員交流事業へ参加することができます。また、共助会が契約をしているプール施設・レジャー施設等を割引料金で利用できます。

慶弔金	支給額
結 婚	20,000円
出 産	10,000円
本人死亡	50,000円

◆資産の運用・管理◆

- * お預かりした掛金は運用の基本方針に基づき、安全第一に管理・運用に努めますが、経済動向等の変化による制度の見直しにより、将来の掛金や給付率に変更となる場合があります。

退職金試算

例：掛金3,000円の場合

1年目 3,000×12=36,000・・・当年度累計に当年度付利率をかける 36,000×1.01=36,360…A

1年の割増率は1.0なので退職金は36,360円

2年目 Aが前年度期末一時金となり前年度付利率1.02をかける 36,360×1.02=37,088…B

当年度累計3,000×12=36,000に1.01をかける 36,000×1.01=36,360…A

A+B=退職時一時金積立残高になるので

36,360+37,088=73,448×2年割増率1.2 88,138円

退職一時金の予想額

加入期間	本人掛金3,000円 本俸120,000円～124,999円		本人掛金4,000円 本俸160,000円～164,999円		本人掛金5,000円 本俸200,000円～204,999円	
	本人掛金	退職金	本人掛金	退職金	本人掛金	退職金
1年	36,000円	36,360円	48,000円	48,480円	60,000円	60,600円
2年	72,000円	88,138円	96,000円	117,516円	120,000円	146,895円
6年	216,000円	458,732円	288,000円	611,640円	360,000円	764,550円
10年	360,000円	836,088円	480,000円	1,114,781円	600,000円	1,393,472円

割増率（規程別表第8）

加入期間	乗率
1年以上 2年未満	1.0
2年以上 3年未満	1.2
3年以上 4年未満	1.4
4年以上 5年未満	1.6
5年以上 6年未満	1.8
6年以上10年未満	2.0
10年以上15年未満	2.1
15年以上20年未満	2.2
20年以上25年未満	2.3
25年以上30年未満	2.4
30年以上	2.5

積立残高付利率表

（規程別表第9）はHP参照

掛金等級及び月額掛金表

	標準給与	給与月額	掛金額(50/1000)		加入者負担金2/1000	加入者月額合計		標準給与	給与月額	掛金額(50/1000)		加入者負担金2/1000	加入者月額合計
			施設25/1000	加入者25/1000						施設25/1000	加入者25/1000		
1級	30,000	30,000～34,999	750	750	60	810	21級	130,000	130,000～134,999	3,250	3,250	260	3,510
2級	35,000	35,000～39,999	875	875	70	945	22級	135,000	135,000～139,999	3,375	3,375	270	3,645
3級	40,000	40,000～44,999	1,000	1,000	80	1,080	23級	140,000	140,000～144,999	3,500	3,500	280	3,780
4級	45,000	45,000～49,999	1,125	1,125	90	1,215	24級	145,000	145,000～149,999	3,625	3,625	290	3,915
5級	50,000	50,000～54,999	1,250	1,250	100	1,350	25級	150,000	150,000～154,999	3,750	3,750	300	4,050
6級	55,000	55,000～59,999	1,375	1,375	110	1,485	26級	155,000	155,000～159,999	3,875	3,875	310	4,185
7級	60,000	60,000～64,999	1,500	1,500	120	1,620	27級	160,000	160,000～164,999	4,000	4,000	320	4,320
8級	65,000	65,000～69,999	1,625	1,625	130	1,755	28級	165,000	165,000～169,999	4,125	4,125	330	4,455
9級	70,000	70,000～74,999	1,750	1,750	140	1,890	29級	170,000	170,000～174,999	4,250	4,250	340	4,590
10級	75,000	75,000～79,999	1,875	1,875	150	2,025	30級	175,000	175,000～179,999	4,375	4,375	350	4,725
11級	80,000	80,000～84,999	2,000	2,000	160	2,160	31級	180,000	180,000～184,999	4,500	4,500	360	4,860
12級	85,000	85,000～89,999	2,125	2,125	170	2,295	32級	185,000	185,000～189,999	4,625	4,625	370	4,995
13級	90,000	90,000～94,999	2,250	2,250	180	2,430	33級	190,000	190,000～194,999	4,750	4,750	380	5,130
14級	95,000	95,000～99,999	2,375	2,375	190	2,565	34級	195,000	195,000～199,999	4,875	4,875	390	5,265
15級	100,000	100,000～104,999	2,500	2,500	200	2,700	35級	200,000	200,000～204,999	5,000	5,000	400	5,400
16級	105,000	105,000～109,999	2,625	2,625	210	2,835	36級	205,000	205,000～209,999	5,125	5,125	410	5,535
17級	110,000	110,000～114,999	2,750	2,750	220	2,970	37級	210,000	210,000～214,999	5,250	5,250	420	5,670
18級	115,000	115,000～119,999	2,875	2,875	230	3,105	38級	215,000	215,000～219,999	5,375	5,375	430	5,805
19級	120,000	120,000～124,999	3,000	3,000	240	3,240	39級	220,000	220,000～224,999	5,500	5,500	440	5,940
20級	125,000	125,000～129,999	3,125	3,125	250	3,375	40級	225,000	225,000～229,999	5,625	5,625	450	6,075

※等級は67級まであります。詳細は共助会HPをご参照ください。

令和5年4月1日から
生活資金貸付事業が変わります
 (令和5年2月2日理事会決議)

生活資金貸付事業の利用者増加に伴い、制度の見直しを実施しました。
 生活資金貸付事業の原資は、皆さんの大切な掛金です。ルールを守ってご利用ください。

【変更点】

	変更項目	変更内容	変更理由
1	貸付限度額	金額200万円かつ退職一時金の70%以内 (退職一時金の70%以内が追加)	退職ではなく退会した場合、退会給付金で借入額を相殺できない場合がある為
2	借り換え	直近6ヶ月以内に2回以上延滞が発生した場合は、借り換え不可	借り換えにて延滞を繰り返すケースが散見される為
3	資金用途	金額が確認できる書類の提出を必須 (見積書・パンフレット等)	生活に必要な資金の借りに限定する為 (遊興費等の借入はできません)
4	休職中の借入れ申し込み	休職中の借入れ申し込みは不可	返済は、給与天引き必須だが、休職中は給与の支払いが無く天引きできない為
5	賞与時加算返済	賞与時加算返済の取扱いを廃止	賞与の支給は不確定の為
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※現在、ボーナス併用払いをご利用の方は変更ありません。 </div>			
6	一部繰り上げ返済	一部繰り上げ返済の取扱いを廃止	一部繰り上げ返済の取扱いがない為
7	法人外異動	貸付金利用中に法人外異動する場合は、旧施設を退職扱いとし退職一時金と相殺	法人外異動の場合、給与天引きの返済が新施設でも継続できるとは限らない為
8	期限の利益喪失	倒産手続き(破産手続き、民事再生手続き)等がおきた場合は、期限の利益を喪失し 直ちに全額返済	退職(退会)時まで、返済を保留することで返済が長期化する可能性がある為

生活資金貸付事業をご利用になる方は、事前に共助会までご連絡をお願いいたします。
千葉県社会福祉事業共助会 TEL：043-245-1729